

利用規約

店舗名LEAP（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 運営体制

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社リュウト LEAPが行います。

第2条 入会

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条 入会手続き

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条 入会金

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条 資格一時停止および除名

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用を、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名 以前の会費・諸費用は全て一括で徴収させていただきます。）
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。（修理にかかった金額と本クラブの運営に支障をきたした金額を徴収します。）
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブのトレーナーからの指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし合わせて、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条 会費

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

会員が購入された各会員種類は月毎となっていますので、チケットが余った場合はそのチケットは消滅します。（繰越しての使用はできません。）

第7条 会員種類変更

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第8条 退会

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第9条 定休日

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第10条 臨時休業

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、水害、火災、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障をきたすと認めたとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 各機材のメンテナンス等により、利用ができないとき。
4. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
5. 施設の使用権限が消滅する等、運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
6. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条 施設利用

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設、機材を利用するものとします。

第12条 禁止事項

本クラブは以下に記載される事項に該当するとき、当該会員における利用を禁止し、除名することができる。除名された場合、以後、本クラブを一切利用できないものとする。

1. 会員資格に虚偽申請があった場合、また再三にわたり注意したにも関わらず改善する意思が認められないとき。

2. 会員は本クラブにおいて、トレーナーが認めた技量を超えた行為及び機材の通常使用以外の危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
3. 本クラブ施設内での撮影は基本禁止します。事前に本クラブにて撮影許可を得た場合のみ撮影できるものとします。
4. 他の会員またはトレーナーの個人情報の流布、誹謗中傷をSNS等で拡散させる行為。
5. 他の会員、トレーナーへの暴力・威嚇・迷惑行為をおこなったとき。
6. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でトレーナー等を拘束する等の迷惑行為があつと認められたとき。
7. トレーナー等に対し、本クラブ以外の他社への就職斡旋や引き抜き行為を行ったとき。
8. 本クラブの許可なく、直接トレーナーからサービスを受けたとき。
9. その他本クラブの利用者としてふさわしくないと認めたとき。

第12条 告知

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第13条 免責事項

本クラブの利用、サービスにより発生した障害、パーソナルトレーニング等において生じた怪我、事故等、施設内および駐車場で発生した人的、物的事故並びに盗難、紛失およびその他の事故については、本クラブでは一切の責任を負わないものとし、会員は本クラブに対し責任を追及せず損害賠償の請求はできないものとする。

第14条 施行

本規約は2025年 7月 1日より施行します。